

平成14年度税制改正に関する経済産業省意見  
( 概 要 )

平成13年8月  
経済産業省

# 目 次

平成14年度税制改正に関する視点	-----	1
経済構造改革の推進		
1. 連結納税制度の導入	-----	2
2. ベンチャー企業等育成支援	-----	5
3. 国際課税制度の整備	-----	6
4. 株式資本市場活性化に向けた税制の整備	-----	8
5. 土地の有効利用促進	-----	10
景気状況を踏まえた適切な税制改革の実施	-----	11
社会及び経済状況に合致した税制の整備		
1. 中小企業の事業体としての継続・発展及び第二創業の促進のための相続税・贈与税の改革	-----	12
2. 中小企業等の自己資本充実のための留保金課税の抜本改革	-----	14
3. エネルギー・環境関連税制の整備	-----	15
4. 愛知万博関連税制の整備	-----	18
5. 沖縄振興関連税制の整備	-----	19
租税特別措置（主要項目）	-----	20
税制の基盤整備		
1. 国・地方を通じた税財政全般の見直しによる地方税財源の充実	-----	22
2. 公正な税制を構築するための基盤整備	-----	23

# 平成14年度税制改正に関する視点

持続的かつ自律的な経済成長を可能とすべく、今後の景気動向も踏まえつつ、経済構造改革の推進に資する税制改革を実施する。併せて、現在の社会及び経済状況に合致した税制の整備を行う。

## 1．経済構造改革の推進

経済構造改革の推進に資する税制改革を実施し、我が国経済社会や既存の産業、企業、更には個人が本来有している潜在力を最大限生かすための基盤を整備する。

## 2．景気状況を踏まえた適切な税制改革の実施

我が国経済の現状をみると、産業活動の低迷、設備投資の減少、株価の低迷等悪化傾向が続いている。景気の悪化が経済構造改革推進の阻害要因とならないよう、今後の景気動向も勘案しつつ、適切な税制改革を実施することが必要。

## 3．社会及び経済状況に合致した税制の整備

税制は、企業や個人の活動を支える社会経済基盤である。制度創設当初は、合理性を有した税制であっても、その後の社会経済状況の変化により、実態と乖離した制度になっている場合もある。このため、社会経済状況の変化等を踏まえた税制の整備を行うことが必要である。

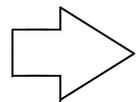
# 経済構造改革の推進

## 1. 連結納税制度の導入

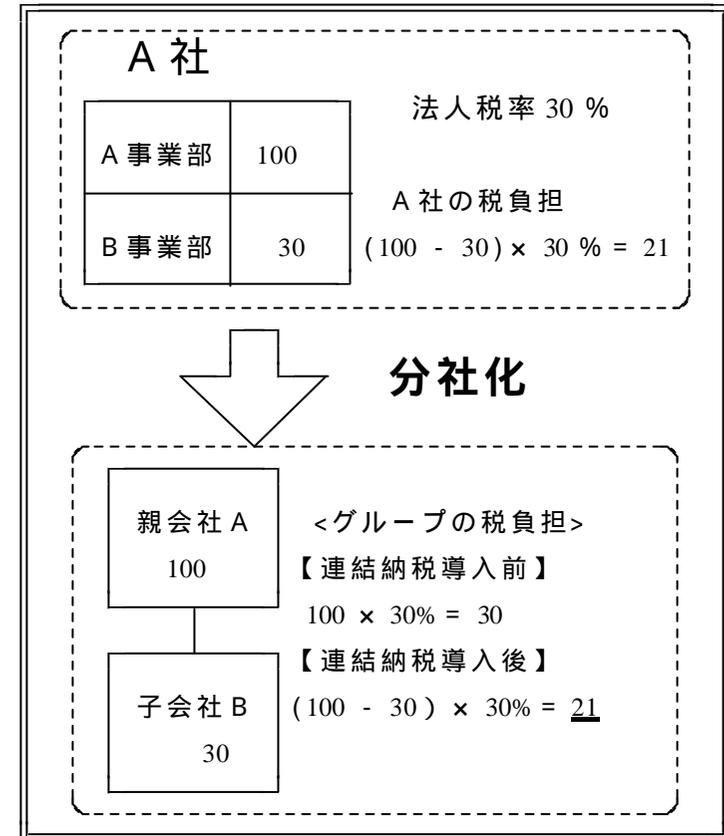
企業の事業組織選択に対する税制の中立性を確保し、持株会社化、分社化等の戦略的な事業組織の再構築を円滑化する観点から、一定の企業グループを課税単位とする本格的な連結納税制度を平成14年度に確実に導入する。

### 1. 連結納税制度の必要性

- (1) 企業が競争力強化のため、分社化等の事業組織の再構築を行うと税負担が増加する場合あり。
- (2) 連結納税制度の導入により事業組織の選択に対する税制の中立性を確保し、事業組織の再構築の円滑化を図る。
- (3) 多くの先進国で既に導入しており、国際競争力確保の観点から、諸外国に遜色のない連結納税制度を導入する必要あり。  
(イタリア、カナダ以外のG7諸国で導入済)



連結納税制度の導入を前提に、本年度導入された企業組織再編税制を利用して、組織再編を既に行った企業多数あり。



## 2. 制度の概要

親会社と同一視しうるような一定の子会社群を含めたグループを一つの「課税単位」として課税する制度。

### 適用対象法人

その全所得に対して法人税の納税義務を負う内国法人。

### 連結グループの範囲

株式保有割合100%（間接保有を含む）の国内子会社。

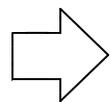
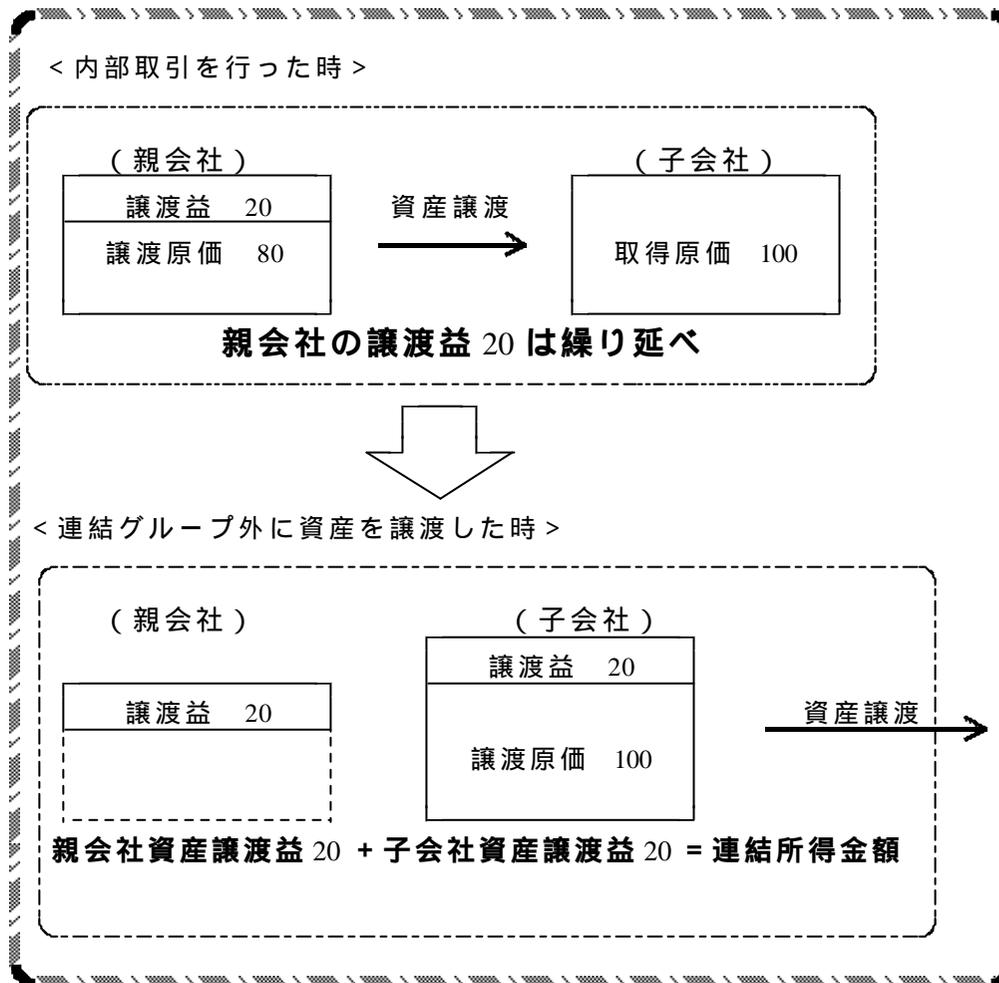
### 連結所得税額の計算の基本的仕組み

#### 所得の通算

連結所得金額はグループ内の単体法人の所得金額を基礎とし、一定の連結調整を加えた上で、連結グループを一体のものとして合算して算出する。

#### 内部取引に係る利益・損失の繰延べ

連結グループ内で行われた資産の譲渡等によって生じる利益・損失については、当該譲渡資産が連結グループ外に譲渡される時点まで課税を繰り延べる。



現行の税法は単体企業を前提としているため、連結納税の導入に際しては法人税法、租税特別措置法等のほぼ全ての項目についての調整が必要（次頁参照）。

### 3 . 主な検討項目

#### < 法人税法 >

##### ~ 連結グループについて ~

連結適用対象法人

連結グループの範囲

連結対象子会社の選択

##### ~ 連結所得の計算について ~

連結税額の配分

連結所得の計算

外国税額控除額の算出

中小企業軽減税率に係る資本金基準

##### ~ 内部取引の調整について ~

内部取引の繰延べ方法

受取配当の益金不算入

負債利子控除

寄附金の取扱い

##### ~ 損益の取扱い制限について ~

欠損金の取扱い

含み損益の取扱い

加入・離脱の取扱い

投資修正

子会社株式譲渡損の取扱い

等

#### < 租税特別措置法 >

増加試験研究費等の税額控除

等

#### < 地方税法 >

地方税の取扱い

## 2. ベンチャー企業等育成支援

開業率が廃業率を下回る等新規事業の育成が停滞している中、我が国の経済活力を支えるベンチャー企業等の創業・発展を促進するため、人材確保や資金調達の側面での支援を行う。

### 1. ストックオプション税制要件の拡大

【現行制度】自社の役職員に限り、年間権利行使総額 1,000 万円を上限に権利行使時の課税が繰延べられ、株式譲渡時に譲渡益課税が行われる。

【問題点】次期臨時国会に提出が予定されている商法改正法案により、自社の成長に寄与する企業グループの役職員等もストックオプションの付与対象となるが、税制の適用を欠いては実効性は上がらない。また、年間権利行使総額 1,000 万円ではインセンティブとしての魅力に欠ける。

【要望】適格対象者及び年間権利行使総額の上限を拡大。

### 2. エンジェル税制適用の円滑化

エンジェル税制の適用を円滑化するため、所要の見直しを行う。

### 3. 私立学校への民間資金導入促進税制

大学に潜在している研究成果を事業化に結びつけるため、受託研究及び企業等からの資金拠出を促進することにより、産学連携の強化及び大学発ベンチャーの創出を促すことが必要。このため、私立大学等の受託研究収入に係る非課税措置の創設等を講じる。

### 4. 欠損金の繰戻し還付の不適用の適用除外措置の延長

新事業創出による経済活力向上の重要性に鑑み、設立5年以内の中小企業について、当期欠損と前年の所得を通算し、法人税の過払い分の還付を認める制度の適用期限を延長。

### **3 . 国際課税制度の整備**

#### **( 1 ) 外国税額控除の拡充**

現在、我が国の企業は積極的に海外事業活動（支店、現地法人等の設立）を展開しており、また企業組織再編の活発化により、その展開形態も多様化している。国外源泉所得に課税された外国税額を我が国で納付すべき法人税の額から控除し、国際的な二重課税を排除することによって税制の中立性を高め、我が国企業が海外展開する際の国際課税の適正化を図る。

#### **1 . 要望内容**

- (1) 間接税額控除の範囲を拡大（孫会社 曾孫会社）する。
- (2) 控除限度超過額及び控除余裕額につき、特定の場合に限り、繰越期間を延長（3 5年）する。

#### **2 . 要望の背景**

##### **(1) 間接税額控除の範囲拡大**

- ・ 企業組織再編の進展を背景に、地域統括会社設立により企業構造が重層化。
- ・ アメリカでは第6世代まで、イギリスでは無制限に控除範囲が認められている。

##### **(2) 繰越期間の延長**

- ・ 進出先国の事情、賦課決定等で税務調査が3年以内には終了しない場合がある。

## (2) タックス・ヘイブン税制の改正

実効税率 25 % 以下の軽課税国において、実質的な事業活動を行っているにもかかわらず、我が国のタックスヘイブン税制の適用を受けるおそれのある日系企業が一部存在。こうした事業者を適用除外とするために現状に合わせて規程を整備する。

### 1. 現状

実効税率25%以下の軽課税国（例：シンガポールは賦課年度2002年より法人税率が25.5%から24.5%に引き下げられる。）において、一部の日系メーカー等は、実質的な事業活動を行っているにもかかわらず、卸売業として、我が国のタックスヘイブン税制の適用を受け、持株保有割合に応じて日本で留保金を合算課税されるおそれがある。

(注) 現地法人に係る実効税率が25%を下回り、かつ周辺諸国に存在するグループ会社との取引が事業の大半である場合には、本税制の適用除外規定にある非関連者基準（卸売業については、売上又は仕入のいずれか一方のうち非関連者との取引が50%を超えていること）を満たせず、本税制の適用を受けることとなる。

### 2. 要望内容

卸売業の定義を厳格化することにより、シンガポールに代表される軽課税国に立地する一部日系メーカー等について、本税制の適用除外となるよう現状に合わせて規程を整備する。

## 4. 株式資本市場活性化に向けた税制の整備

### (1) 証券税制改革

短期的な株式資本市場活性化の効果を期待できる税制改革を実施するとともに、健全な株式資本市場を構築するための構造改革を行う。併せて、申告分離課税への一本化に向けた円滑な移行のための包括的な対策を講じる。

#### 1. 株式譲渡益課税の改革

- (1) 株式譲渡益課税の税率の引き下げ
- (2) 1年超保有株式に係る非課税枠(100 冊)の拡充・恒久化
- (3) 株式譲渡損失の翌年以降への繰越(5 年)
- (4) 株式現物と類似の金融商品(株式投資信託等)の損益通算

#### 3. 申告分離課税への一本化のための円滑化対策

- (1) 証券会社による譲渡益額の把握及び納税処理
- (2) 取得価額の把握及び処理
- (3) 簡便な申告制度の導入

#### 2. 配当課税の改善

配当課税の軽減(20%の源泉徴収で課税関係が終了する少額配当所得の上限を10万円から50万円に引き上げ)

欧米諸国との金融所得課税の比較					
	日本	米	英	独	仏
税率	26%(申告分離)	総合課税	総合課税	1年超保有 原則非課税	申告分離
非課税枠	100万円(1年超保有、 時限措置)	-	約134万円	1年超保有 原則非課税 1年未満保有等 総合課税	約80万円
損失の繰越	不可	無期限	無期限	-	5年間
損失の他の所得 との通算	不可	上限約36万円で 一般所得と可	資産譲渡損 益間で可	-	資産譲渡損 益間で可

## (2)金庫株導入に対応した税制の整備

商法改正により「金庫株」の制度が導入されたことに伴い、その処分時における税制措置を講じる。

### 1．制度の概要、必要性

- (1) 従来自己株式の取得・保有は原則禁止（例外：ストックオプション等）されていたが、今時商法改正で、取得目的の制限なく、一定の財源の範囲内で会社は自己株式を取得し保有することが可能となった。
- (2) 金庫株制度は合併、会社分割、株式交換等の自社株を対価とする組織再編等に有効な手段となる。
- (3) このため、所要の税制上の手当を行うことが必要である。

### 2．要望内容

会社が保有する自己株式を処分する場合（売却処分、代用自己株、ストックオプション）は、資本等取引（法人税法第22条）として非課税の扱いとする。

### 自己株式の処理

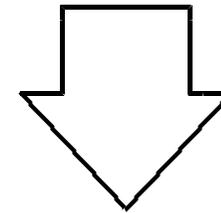
#### （従来）

会計処理：

（取得）資産計上（流動資産）

（処分）譲渡損益を計上

税務処理：処分時に譲渡損益として課税



#### （今後）

会計処理案

（取得）資本の部からの控除

（処分）控除項目の消却

取得価格と処分価格の差額が生じた場合はその他資本剰余金及び利益により調整

税務処理案 資本等取引として非課税

## 5 . 土地の有効利用促進

バブル崩壊後の地価の継続的な下落、土地の資産としての有利性の喪失等を踏まえ、土地の流動化・有効利用のための安定的な土地税制の構築が日本経済再生のためには必要不可欠。

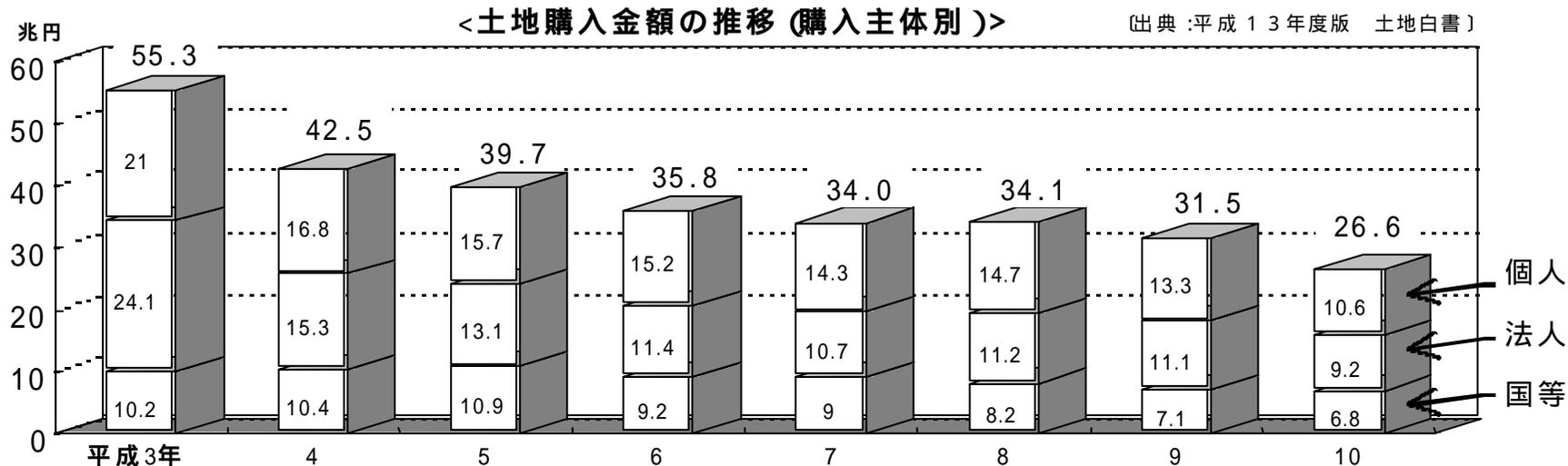
不動産市場は、バブル崩壊後地価が下落、土地取引金額も大きく落ち込み、「市場の萎縮」「買い手不在」の状況に直面。このため、土地の流動化・有効利用のための安定的な土地税制を構築する。

### 1 . 土地の流動化・有効利用のための安定的な土地税制の構築

- (1)土地及び建物に係る流通課税（登録免許税、不動産取得税）の手数料化等を含め抜本的に見直す。
- (2)既に政策目的の喪失した特別土地保有税につき、廃止又は課税停止を行う。
- (3)土地譲渡益課税につき、株式譲渡益課税の見直しの方向も踏まえつつ、市場中立的な税体系を構築する。

### 2 . 不動産証券化商品に係る個人の譲渡益課税・配当課税等の軽減

株式課税の抜本的な見直しに合わせ、不動産証券化商品に係る個人投資家への課税の軽減を図る。



## 景気状況を踏まえた適切な税制改革の実施

現在、我が国経済の足腰は弱まっている。このまま景気の後退が続くことになれば、不良債権処理をはじめ、構造改革全体が進まなくなるおそれがある。今後の景気状況を踏まえた適切な税制改革を実施することが必要。

「今後の経済運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月26日閣議決定)に沿った構造改革を断行するためにも、企業活動や個人消費を萎縮させないよう、機動的に経済運営を行っていくことが必要。

このため、今後の景気動向を勘案しつつ、所要の税制措置(中小企業投資促進税制、中小企業技術基盤強化税制等)を講ずるものとする。

### 近年のGDPの動向

	11年 1-3	4-6	7-9	10-12	12年 1-3	4-6	7-9	10-12	13年 1-3	4-6
実質 GDP(対前期比)	0.5%	1.5%	-0.1%	-1.5%	2.4%	0.1%	-0.7%	0.6%	0.1%	-0.47%

(注：13年4-6期は、主要民間シンクタンク3社の事前予測の平均値)

# 社会及び経済状況に合致した税制の整備

## 1. 中小企業の事業体としての継続・発展及び第二創業の促進のための相続税・贈与税の改革

中小企業の事業体としての継続・発展は、経済の活性化・構造改革の進展のために極めて重要。しかし、相続税負担により、事業体継続の基盤が損なわれる事態が生じている。このため、相続税・贈与税の抜本改革により、中小企業という継続事業体（ゴーイング・コンサーン）の発展・成長や、第二創業の促進、経営資源の有効活用を図る。

### 1. 中小企業の現状と相続税負担

厳しい経営環境下、中小企業のキャッシュフローは極めて乏しい(資金繰りDIは過去最低水準)、過半数の中小企業者が相続税負担が重いと認識(約3千社へのアンケートに基づく)。相続税の物納は依然高止まり。

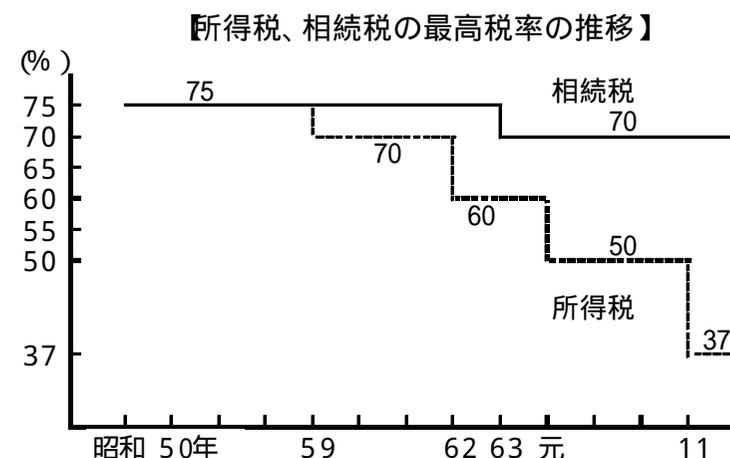
(昭和60年度：申請489件、256億円 平成11年度：7075件、4300億円)  
一方、事業後継者の4割が「第二創業」を試みている。

### 2. 具体的要望事項

#### (1) 相続税及び贈与税の累進構造の緩和及び税率の引下げ

所得税率の引き下げにもかかわらず、相続税率等は引き下げられていない。

また、我が国の相続税の税率構造は国際的に見ても極めて累進的。このため、累進構造の緩和・税率引下げが不可欠。



(2)取引相場のない株式等に係る評価方法の更なる適正化（評価通達）

取引相場のない株式等の価値は、将来の収益性が見通しが困難であること等から、評価に際しては規模を問わず最大限の減額率（著作権並みの0.5）を適用すべき。 【取引相場のない株式の評価方法(類似業種比準方式)】

(3)取引相場のない株式等に係る課税の軽減措置の導入等

取引相場のない株式等は、現金化が困難。これについて他の資産と同様に相続税を課すことは、キャッシュフローが極めて乏しい中、事業体の存続・発展を著しく脅かすもの。

このため、取引相場のない株式等に対する課税について新たな軽減措置の導入等が必要。

(参考)立木には、相続税評価額を時価の85%とする特例措置あり。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{株 価}} \\
 \parallel \\
 \boxed{\text{類似業種株価}} \\
 \times \\
 \boxed{\frac{\text{配当比準値} + 3 \times \text{利益比準値} + \text{純資産(簿価)比準値}}{5}} \\
 \times \\
 \boxed{\text{減 額 率}} \left\{ \begin{array}{l} \text{大会社} : 0.7 \\ \text{中会社} : 0.6 \\ \text{小会社} : 0.5 \end{array} \right.
 \end{array}$$

(4)事業用資産に係る包括的な軽減措置の導入

90年代にフランス、ドイツ、英国で導入された措置を参考として、我が国においても事業用資産に係る包括的な軽減措置（例えば5年前後の事業継続を条件とし5割程度の軽減）の導入を図るべき。

国名	条件	軽減措置
フランス	相続前2年、相続後5年事業継続	50%軽減
ドイツ	相続後5年事業継続	50万マルク控除 + 40%控除
英国	相続2年前から保有	100%軽減

(5)取引相場のない株式の物納に係る運用の改善・明確化

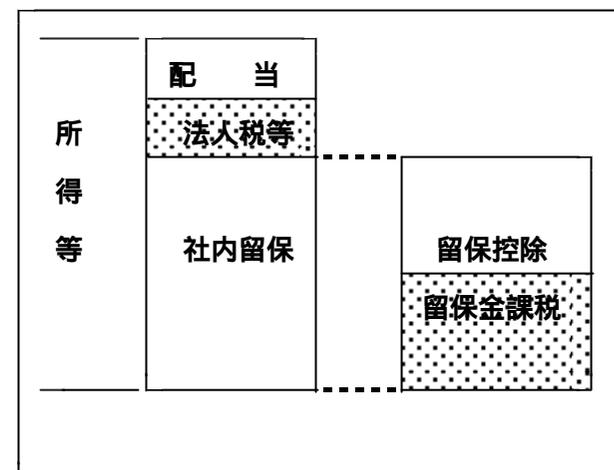
取引相場のない株式の物納について、許可基準の適正化・明確化等を行うべき。

## 2. 中小企業等の自己資本充実のための留保金課税の抜本改革

資金調達環境が悪化する中で、内部留保の充実は、意欲ある中小企業の発展のために不可欠。内部留保に重課する留保金課税については、現行の創業期企業等への課税停止措置を延長するとともに、更に事業会社一般に対しても課税停止の対象とすべき。

### 1. 留保金課税制度の概要

同族会社の内部留保に追加的に課税(税率 10% ~ 20%)。昭和 36 年から、法人形態と個人形態による税負担の差の調整、間接的な配当支出の誘因を目的に、現行の枠組みとなっている。平成 12 年度から、創業 10 年以内の中小企業、一定のベンチャー企業(新事業創出促進法認定企業)について課税停止。



### 2. 改革の必要性

事業体の新たな発展のためには、内部留保の充実による資金調達が本質的に重要。

一方、所得税と法人税の税率格差は大幅に縮小し、制度発足当時とは状況が著しく変化。

昭和 36 年：法人税率 38%、所得税最高税率 75%      平成 11 年：法人税率 30%、所得税最高税率 37%

諸外国においても、本制度のような一律の留保金課税制度は存在しない。

### 3. 具体的な要望内容

同族会社の留保金課税制度については、現行の創業期企業等への課税停止措置を延長するとともに、更に事業会社一般(注)に対しても課税停止の対象とする。(注：財産管理会社等は対象外。)

### **3 . エネルギー・環境関連税制の整備**

#### ( 1 ) 地球温暖化問題を踏まえたエネルギー・環境関連税制のあり方

エネルギー・環境関連税制については、助成措置、規制的措置等の他の手段と併せ検討するとともに、京都議定書を巡る国際的な交渉の状況、エネルギー価格の動向等を含む国際情勢、国内における今後の経済情勢等を考慮して検討を進めることが必要。

#### 1 . 検討の視点

税制による地球温暖化防止対策の検討に当たっては、当該税制が国民生活や経済活動に重大な影響を与えるものであることに十分留意すべきである。具体的には、税制の効果、マクロ経済及び産業競争力に与える影響、公平性等の論点について、できる限り定量的な評価に基づき慎重な検討を行うことが必要である。

#### 2 . エネルギー・環境関連税制に関する論点

- (1) C O P ( 気候変動枠組条約締約国会議 ) 等の国際的動向
- (2) エネルギー・環境政策上の必要性
- (3) 二酸化炭素排出抑制等エネルギー・環境政策としての効果
- (4) 産業競争力やマクロ経済全体への影響
- (5) 負担の公平性 等

## ( 2 ) 環境関連税制の整備

自動車諸税と環境のあり方について、近時の環境対策への対応の要請を踏まえ、環境対策に取り組む一環として、以下の税制措置を講ずる。

### 1 . 自動車の環境配慮化促進

省エネ法に基づく燃費基準（トップランナー基準）早期達成車に係る自動車取得税について、30万円を価格から控除する課税標準の特例措置を延長。

ディーゼル車対策の要請を踏まえ、自動車NOx・PM法強化（車種規制の改正、対策地域の拡大等）により、ディーゼル乗用車が新たに車種規制の対象になることから、自動車取得税の軽課対象に追加し、排出基準適合車に代替した場合に自動車取得税を2.3%（対策地域外は0.5%）軽課。

最新排出ガス規制適合車の早期取得に係る自動車取得税の特例措置を拡充（1.0%軽課等）。

### 2 . 自動車リサイクルの促進

自動車リサイクル法（仮称）におけるリサイクル費用の収受に係る課税関係について、所要の措置を講じる。

自動車リサイクルを促進する観点から、解体による抹消登録等をした車について、自動車車検期間の残りがあ  
る使用済み自動車を廃車した場合、残存車検期間に相当する既納の自動車重量税を還付する制度を創設。

自動車部品再利用製品製造業者が実施する事業の用に供する施設に対する新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置を創設する。

### (3) その他のエネルギー・環境関連租税特別措置

#### 1．公害防止用設備の特別償却制度及び固定資産税の課税標準の特例措置（延長）

我が国の環境対策の推進のため、企業の巨大な公害防止設備投資負担を軽減することを目的として、特別償却(特償率16%)及び固定資産税の軽減(最大1/6に軽減)の適用期限を延長。

#### 2．再商品化設備等の特別償却制度及び固定資産税の課税標準の特例措置（拡充・延長）

循環型経済システムの構築に向けてリサイクル等を推進するため、企業のリサイクル設備等に対する投資負担を軽減することを目的として、特別償却(特償率最大25%)及び固定資産税の軽減(最大2/3に軽減)の適用期限を延長するとともに、適用対象にペットボトルケミカルリサイクル設備を追加。

#### 3．脱特定物質対応型設備の特別償却制度（延長）

オゾン層保護対策及び地球温暖化防止対策の観点から、CFC（クロロフルオロカーボン）等について代替物質への転換を促進するため、洗浄装置及び冷凍冷蔵関連装置について、特別償却（特償率16%）の適用期限を延長。

#### 4．エネルギー需給構造改革投資促進税制（延長）

COP6合意の達成及びエネルギーの安定供給向上の観点から、対象設備の見直しを行いつつ、適用期限を延長。

## 4 . 愛知万博関連税制の整備

我が国の産業及び文化の発展を促進することを目的とした愛知万博を成功させるためにも、民間企業等による出展参加を支援することが必要。このため、愛知万博に出展する民間企業等が積み立てる出展のための準備金を、損金又は必要経費に算入する制度を創設する。

### 1 . 愛知万博（2005年日本国際博覧会）の概要

- (1)会 期：2005年（平成17年）3月25日（金）～9月25日（日）（6ヶ月間）
- (2)会 場：愛知県瀬戸市海上地区及び長久手町青少年公園地区等（名古屋市中心から東へ約20km）
- (3)テーマ：「自然の叡智」
- (4)開催者：（財）2005年日本国際博覧会協会

### 2 . 要望内容

愛知万博に出展する民間企業等の一時的に発生する出展費用の平準化を図るために、（財）2005年日本国際博覧会協会等と出展参加契約を締結した民間企業等が、積立限度額以下の出展準備金を積み立てた場合には損金又は必要経費に算入できることとし、出展準備段階に課税されるべき法人税額等を繰り延べる。

## 5 . 沖縄振興関連税制の整備

沖縄振興新法の制定に伴い、沖縄地域経済産業の自立的、内発的発展を実現するため、沖縄振興関係税制の整備を行う。

### 1 . 観光振興のための税制

地域指定の要件緩和等観光振興地域制度の拡充

### 2 . 情報通信産業の振興のための税制

- (1) 情報通信産業に加え、情報関連業務を対象に含める等情報通信産業振興地域制度の拡充
- (2) 特定情報中枢機能振興地区（仮称）制度の創設

### 3 . 産業の総合的な振興のための税制

- (1) 産業総合振興地域（仮称）制度の創設及び工業等開発地区制度の見直し
- (2) 自由貿易地域制度及び特別自由貿易地域制度の拡充

### 4 . 沖縄型重要産業分野の中小企業発展支援のための税制

沖縄型重要産業分野に係る中小企業の発展的事業活動支援制度の創設

### 5 . 環境調和型エネルギーの活用促進及びエネルギーの安定供給維持のための税制

- (1) エネルギー安定供給維持のための支援制度の拡充
- (2) 環境調和型エネルギーの活用促進のための支援制度の創設

# 租税特別措置（主要項目）

## 1. 中小企業関連

### (1) 中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制）（延長）

メカトロニクス機器の導入を促進し、中小企業の生産性の向上を図る観点から、対象設備の見直しを行いつつ、適用期限を延長。

### (2) 青色事業主の勤労性を認めた「勤労所得控除」の創設等

青色申告に係る個人事業主の勤労性を考慮した新たな控除制度の創設。簡易記帳に係る青色申告特別控除の適用期限の延長等。

## 2. 経済構造改革関連

### (1) 産業活力再生特別措置法に係る税制措置（拡充）

「選択と集中」による事業者の事業再構築を進めるため、産業活力再生法に規定する設備投資の初期負担の軽減のための税制措置（特別償却制度の対象となる事業革新設備の見直し）の拡充。

### (2) 新事業創出促進法に係る税制措置（延長）

蓄積された経営資源の活用を促し、創業・新事業の創出を促進するため、新事業創出促進法に規定する新事業展開のための税制措置（登録免許税の軽減）を延長。 （次頁に続く）

(3)短期社債の償還差益の源泉徴収不適用

短期社債（短期社債等の振替に関する法律2条1項）の償還差益については、約束手形CPの場合と同様に源泉徴収を行わない。

(4)約束手形CPに係る印紙税の特例措置（延長）

CPの発行形態が約束手形から短期社債へと移行するのに必要な期間について、企業の短期資金調達の円滑化を図るために、約束手形CPの印紙税については、印紙税の特例措置を延長。

(5)みなし配当課税の凍結（延長）

企業が自己株を取得する場合において、自己株の公開買付に応じる個人株主に対するみなし配当課税の凍結を延長。

(6)非居住者及び外国法人に対する民間国外債の利子等の課税特例（延長）

我が国企業の海外における資金調達の円滑化を図るため、非居住者及び外国法人に対する民間国外債の利子等の所得税及び法人税の非課税措置を延長。

# 税制の基盤整備

## 1. 国・地方を通じた税財政全般の見直しによる地方税財源の充実

賃金を課税標準とする外形標準課税は、今後の経済成長に必要な雇用や投資を阻害する等経済に重大な影響を与え、世界の流れにも逆行。都道府県税における過大な法人負担の問題もある。自治体の自主的な歳出削減・徴税努力等を踏まえた国・地方を通じた税財政構造改革が必要。

### 1. 国・地方の税財政の現状

国・地方の税収構造

税収額	元年度	13年度(計画)	伸び率
国	57.1兆円(64%)	52.8兆円(60%)	-7.5%
地方	31.8兆円(36%)	35.6兆円(40%)	+11.9%
うち都道府県	14.8兆円	15.6兆円	+5.4%
うち市町村	17.0兆円	20.0兆円	+17.6%

都道府県税における過大な法人負担(平成13年度(計画)試算額)

	国 (所得税・法人税)	都道府県 (住民税・事業税)	市町村 (住民税・固定資産税等)
個人	18.6兆円(61%)	2.6兆円(35%)	10.9兆円(58%)
法人	11.8兆円(39%)	4.8兆円(65%)	8.0兆円(42%)
合計	30.4兆円(100%)	7.4兆円(100%)	18.9兆円(100%)

### 2. 外形標準課税旧自治省案(平成12年11月)に関する論点

**実質的な「人件費課税」**(「賃金」に対して2兆円の課税)

「不公平税制」(医者や弁護士等の担税力のある個人事業主には適用されず、「法人」にのみ過大な負担を強いる)

**経済発展の主導役であり、イノベーションの中核である各産業の技術・研究開発部門を直撃**(技術・研究開発費の約半分は「人件費」)

**世界の流れに逆行**(賃金に着目した外形標準課税については、ドイツ、フランス、米国ミシガン州で廃止又はその決定。イタリアでも経済財政大臣が今年からの段階的な廃止を表明。)

### 3. 自治体の自主的な取組

神奈川県：資本金5億円以上の法人に対する繰越欠損金利用を実質的に7割制限。

大阪府：資本金1000万円以上の法人に対する府民税を引上げ(均等割部分を1.5倍に、1億円超は2倍)

## 2. 公正な税制を構築するための基盤整備

我が国の経済社会を支える税制を構築するためには、「聖域なき包括的税制改革」が必要。税制の理念は、公平・中立・簡素と言われているが、改革を進めるためには、より強い理念としての「公正性の確保」が検討の視点として加えられるべきである。

納税者番号制度を導入する。

全事業者に対する帳簿の備え付けを義務化する。

消費税に係るインボイス方式を導入する。

所得課税に係る課税ベースにおける「公平性」、「中立性」の確保。

地方交付税制度の抜本的改革。